

○小田原市エネルギー計画検討会設置要綱

(平成26年9月22日)

小田原市エネルギー計画検討会設置要綱

(設置)

第1条 小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例（平成26年小田原市条例第21号）第7条第1項に規定するエネルギー計画（以下「本計画」という。）の策定に当たり、本計画の素案の検討を行うため、小田原市エネルギー計画検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 小田原市が作成する本計画の素案についての助言、意見、又は提案
- (2) 本計画の素案を作成する際における関係機関との連携及び協力

(組織)

第3条 検討会の構成員は、本計画の素案の検討に深い理解と知見を有する者から構成されるものとする。

- 2 構成員の任期は、検討会を設置した日から1年以内とする。

(座長)

第4条 検討会に座長を置く。

- 2 座長は、学識経験者から選任する。
- 3 座長が不在のときは、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会の会議は、市長が招集する。

- 2 構成員はやむを得ない事由により会議を欠席する場合は、その構成員が所属する団体等から代理人を定め、その者を代理人として出席させることができる。

(関係者の出席)

第6条 市長は、検討会が必要と認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(傍聴)

第7条 検討会の会議は、傍聴することができる。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められる場合であって、会議を公開しないときは、この限りでない。

(秘密の保持)

第8条 構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同

様とする。

(庶務)

第9条 検討会の庶務は、小田原市環境部エネルギー政策推進課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年9月22日から施行する。